

第12回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議) 協議概要

日 時：平成30年9月7日(金) 14:00~15:00
場 所：熊本県五木村役場 大会議室
出席者：(国) 九州地方整備局河川部長、河川調査官、
川辺川ダム砂防事務所長
(熊本県) 企画振興部長、土木部長
(五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○五木村の今後の生活再建について

<結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

- ① 第11回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取り組みの進捗
- ② 今後の生活再建事業実施に向けた課題と要望
 - ・村より国と県に、今後とも「五木村の今後の生活再建を協議する場」で協議を行い、五木村の生活再建について積極的に取り組むことを要望。また、これまでの取組の成果と課題の検証を行っていくことを要望。
 - ・村より国に、土砂災害への対策について、一層の協力を要望。
 - ・村より国に、水没予定地の利活用に関する施設の占用、設置についての協力を要望。
 - ・村より国に、水没予定地の管理の充実について要望。
 - ・村より県に、平成31年度以降も、引き続き、財政支援・人的支援することを要望。
 - ・村より県に、国道445号(九折瀬地区)の早期完成と完成時期の提示、村道神屋敷線(県で受託分)の早期完成を要望。
 - ・村より県に、主要地方道宮原五木線(八代側)の部分改良を要望。
 - ・村より県に、中間土場の活用促進と運営に対する支援を要望。
 - ・村より県に、「くまもと林業大学校(仮称)」県南校の座学拠点の運営充実を要望。
- ③ 川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の今後に向けた国・県の取り組み
 - ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建について、この「協議する場」等での課題・要望を踏まえ、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
 - ・国は、土砂災害対策について、砂防堰堤等の整備や防災教育等の対策を着実に進める。
 - ・国は、水没予定地の利活用に関する施設の占用、設置について、河川法の手続きを円滑に進める。
 - ・国は、水没予定地について、引き続き施設補修や除草等の維持管理を行う。
 - ・県は、五木村振興基金については、平成31年度以降も弾力的に活用いただくとともに、今後必要な支援については、五木村の振興の在り方を村と一緒に検討する。
 - ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区)、村道神屋敷線(県で受託分)の整備について、早期完成を目指し、全力で事業を進める。また、国道445号において、神屋敷トンネルより頭地側については、平成32年度の完成を目指し進める。
 - ・県は、主要地方道宮原五木線の改良については、今後、何らかの対策が必要と考えているが、現在は、国道445号の整備等に全力で取り組んでいることへの理解を村に求める。
 - ・県は、中間土場の活用促進に向けて、必要な木材流通支援策を検討する。
 - ・県は、「くまもと林業大学校(仮称)」について、来年度の開校に向けて準備を進めている。村にも研修の充実に向けた全面的な協力を依頼。